



広報 福田悪水

Vol. 18

発行日：令和6年5月吉日
発行所：福田悪水土地改良区
所在地：〒492-8213
稲沢市高御堂一丁目8番2号
TEL：0587-32-1016
FAX：0587-32-4949
E-mail：fukutaakusui@joy.ocn.ne.jp
印刷：(株)プリテックコーポレーション



新下津排水機場
(下津地区湛水防除及び福田川の負担軽減を担う)

ごあいさつ

理事長 川口 竜 浩



青葉を吹き渡る快い風が吹くころとなりました。組合員の皆さまには益々ご清栄のことお慶び申し上げます。平素は当土地改良区の運営につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度の役員改選において理事長の重責を担うこととなりました。歴代の理事長には及ばずとも真摯に職責を果たす覚悟で努めてまいります。

さて、この秋には20年ぶりに新紙幣の使用が開始されます。新千円札に採用された北里柴三郎は近代日本医学の祖と言われる医学者で、予防医学の重要性を説き血清療法の確立により多くの人命を救ったことはよく知られるところです。このことは万一の事態（感染）に備え、常日頃から対策（血清の確保）を継続することの重要性を示唆しています。

当土地改良区の役割は多岐にわたりますが、中でも最も重要な事業は福田川流域の湛水対策です。昨年度はこれまでに我々が経験したことのない自然災害が多く発生しました。幸いこの地域では大きな災害はありませんでしたが、かつての東海豪雨の被害を我々は忘れてはいけません。異常気象が日常気象になっても対応できるよう常に備えておくことが必要です。現在、福田川河口排水機場は供用開始から20年以上が経過し、老朽化のため大規模な修繕・更新事業を進めています。また、下津排水機場も更新事業が進められ、既に新排水機場が稼働しています。更に土吐川排水機場の移設更新のほか、区域内の老朽化した水路改修を順次進めているところです。去る3月14日の総代会において、これらに関連する必要な予算を議題として提案し、承認をいただきました。

今後とも皆様のご協力をいただき、役員、事務局職員一同職務を遂行する所存でございます。引き続き組合員の皆さまには一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。引き続き組合員の皆さまには一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

通常総代会議案

令和6年3月14日開催された通常総代会で、次の各議案が原案どおり可決されました。

- 議案第1号 福田悪水土地改良区規約の一部を改正する規約について
- 議案第2号 福田悪水土地改良区会計細則の一部を改正する細則について
- 議案第3号 令和5年度一般会計収支補正予算について
- 議案第4号 令和6年度一般賦課金徴収の時期及び方法について
- 議案第5号 令和6年度農地転用決済賦課金の徴収方法について
- 議案第6号 令和6年度費用弁償について
- 議案第7号 令和6年度一般会計収支予算について
- 議案第8号 令和6年度金銭預入先金融機関について
- 報告第1号 令和5年度中間監査結果報告について

令和6年度予算の内容

◆令和6年度 一般会計収支予算

単位：円

収 入		支 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
1. 土地改良事業収入	29,114,000	1. 土地改良事業支出	87,813,000
2. 附帯事業収入	22,302,000	2. 一般管理費支出	47,675,000
3. 特定資産運用収入	101,000	3. 土地改良事業負担金支出	2,520,000
4. 補助金等収入	66,316,000	6. 固定資産取得支出	1,500,000
6. 雑収入	131,000	7. 土地改良施設建設仮勘定取得支出	23,000,000
8. 特定資産取崩収入	39,000,000	10. 特定資産積立支出	20,579,000
11. 繰越金	31,000,000	11. 雑支出	500,000
		13. 予備費	4,377,000
収 入 合 計	187,964,000	支 出 合 計	187,964,000

組合員の皆さまへ

●賦課金、組合員資格の異動について

令和6年度 一般賦課金	1,000m ² 当り	1,800円	件数割	300円
----------------	------------------------	--------	-----	------

*福田悪水土地改良区の賦課金は、4月1日現在の区域内農地（現況ではなく登記簿上が農地のものはすべて）を対象に賦課がかかります。

土地原簿の閲覧を希望される方はご来所下さい。

* 組合員資格を取得または喪失した時、区域内の土地の全部または一部が異動した時は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっておりますので必ず手続きをして下さい。

* 農業委員会に届出（所有権、耕作権の設定）済、あるいは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他の人に売却や貸借を解消されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届けください。

*** 必要な書類＝福田耕作（所有）者異動通知書**

* 異動の際の所定用紙は下記の所に用意してあります。

- ◎福田悪水土地改良区事務所
- ◎該当市町農業委員会及び市町担当課
- ◎当改良区ホームページ

●農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

令和6年度 決済賦課金	1,000m ² 当り	65,700円（非課税）	手数料1筆につき	400円（税込）
----------------	------------------------	--------------	----------	----------

* 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。

* 公共事業（道路、学校用地、公園、水路等）用地として転用される農地についても、決済賦課金が賦課されますので用地買収等のおりには事業主体でこれを負担していただくか、あるいは、決済賦課金を含めての価格交渉をされるようお願いいたします。

* 必要な書類＝農地転用通知書、意見書、地区除外申請書、案内図(位置図)、公図の写し
市街化区域については地区除外申請書のみで可

《決済賦課金とは》

農地転用等により区域内農地が減少しても、排水機場及び排水路等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時にその農地に係る今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。

●令和6年度営造物使用料決済金について

* 浄化槽を新規に設置する場合には、使用申請と使用料決済金が必要です。

* 浄化槽処理水の排水

1 人 槽	4,500円（税込）
-------	------------

* 必要な書類＝営造物使用申請書、浄化槽調書の写し、排水先の図面

☆福田耕作（所有）者異動通知書
農地転用等の通知書・意見書・地区除外申請書
排水放流承認願・営造物使用申請書
は、当改良区のホームページからダウンロードできます。

福田悪水土地改良区HP
【各種書類をダウンロードして利用できます】



令和4年度収支決算 (令和5年10月30日臨時総代会で承認)

◆令和4年度 一般会計収支決算

単位：円

収入		支出	
款	決算額	款	決算額
1. 土地改良事業収入	29,887,700	1. 土地改良事業支出	70,938,544
2. 附帯事業収入	23,054,000	2. 一般管理費支出	34,414,123
3. 特定資産運用収入	91,289	3. 土地改良事業負担金支出	2,810,412
4. 補助金等収入	65,701,589	6. 固定資産取得支出	682,000
6. 雑収入	58,221	7. 土地改良施設建設仮勘定取得支出	20,001,300
8. 特定資産取崩収入	40,550,000	10. 特定資産積立支出	14,954,000
11. 繰越金	26,131,657	11. 雑支出	50,200
		13. 予備費	0
収入合計	185,474,456	支出合計	143,850,579

収入支出差引残金41,623,877円は、令和5年度へ繰越

複式簿記化に伴い、令和4年度より特別会計を廃止し特定資産として取扱い

特定資産のうち積立資産 (令和5年3月31日現在)

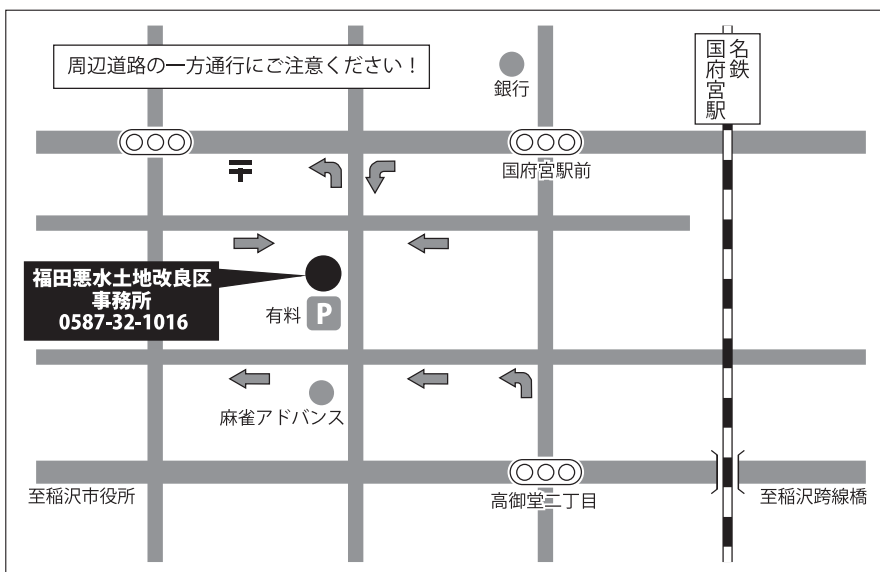
- ・ 財政調整積立資産 (旧特別会計営造物使用料決算金収支決算繰越金相当) 357,681,831円
- ・ 職員退職給付引当積立資産 (旧特別会計職員退職給与収支決算繰越金相当) 30,886,572円
- ・ 転用決済金積立資産 (旧特別会計農地転用決済賦課金収支決算繰越金相当) 165,861,665円

新役員紹介 (令和5年11月29日～令和7年11月28日)

理事長	川口 竜浩
副理事長	浅野 廣道
総代会議長	川口 芳隆
総代会副議長	岡本 澄男

理事	塚本 一利
	杉浦 実
	横井 久雄
	下田 守
	大島 一為

総括監事	小澤 健三
監事	光松 昌英
	原 利光
	原 哲
	川合 幸夫



《事務所への交通案内》

- 電車利用
 - 名鉄「国府宮」駅下車 徒歩5分
 - JR「稲沢」駅下車 徒歩30分
- 自家用車利用
 - 駐車場が狭いため、満車の場合は近隣有料駐車場をご利用ください。

アクセス地図



Yahooの地図へジャンプします

お願い

- ◎ 水路にごみを捨てない。また捨てる人を見かけたら注意をお願いします。
- ◎ 当改良区の管理施設における人身事故を確認した場合には連絡をお願いします。